

令和8年度 第2回函館市補助金評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年(2026年)9月29日(火) 15:00～16:30
- 2 場 所 函館市役所本庁舎8階第1会議室
- 3 出席委員 奥平委員長, 小形副委員長, 奥野委員, 伊藤委員

【会議概要】

1 開 会

2 個別事業
の評価等
について

委員長

次第2「個別事業の評価等について」の前に、第1回委員会後の整理・対応について、事務局からの説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

- ・補助金チェックシート様式の修正について
※「最終見直し年度」欄および「今後の方向性」欄の「(D) その他」を削除
- ・令和8年度の評価対象事業について
※町会備品設備整備費補助金について、Wi-Fi設備整備への10分の10補助が令和9年度までの時限措置であることを確認したため評価対象から除外し、令和8年度の評価対象事業を12事業とする

ただいまの説明について、質問等はあるか。

(質問等なし)

そのように確認した。

それでは、「1 個別事業の評価について」を進める。

資料1ページの「(1) 補助金チェックシート一覧表を活用した評価の実施」について、第1回委員会で改善した補助金チェックシートにより、今年度の評価対象となる12事業について、資料1のとおり補助金額, 補助割合, 補助金依存率, 自主財源比率, 管理的経費比率の推移や成果指標(KPI)の実績と目標, 所管部局の評価および今後の方向性などを一覧に整理した。今後は、この一覧表とチェックシートをもとに個別評価を行ってまいりたい。

次に、「(2) 個別事業の評価の実施」について、評価対象とした12事業のうち、事務局と協議のうえ、令和8年度予算額が1千万円以上の事業は、事業所管部のヒアリングを踏まえた評価を行うこととし、資料に赤点線囲みで記載した5事業を私の方で選定した。

この5事業については、後ほど所管部から説明を受け、質疑・評価を行い、

それ以外の緑点線の囲みの事業につきましては、一覧表とチェックシートをもとに評価を行っていただきたい。

続いて2ページの「(3) 個別事業の評価の視点」について、個別事業の評価は、補助金チェックシートの基本的視点および財政的視点のチェックに加え、改善後のチェックシートで新たに補助効果の検証として設定した成果指標（K P I）についてもご意見を頂戴したい。

改めて事務局から案内するが、ヒアリングを実施した5事業と書面評価の7事業を合わせた12事業分の評価表を事務局へ提出していただき、事務局で取りまとめたうえで、第3回委員会において、各委員の評価・意見をもとに委員間で議論をしたいが、いかがか。

(委員同意)

それでは、そのように進める。

ヒアリングは、書面では確認しきれない点を限られた時間の中で所管部局に直接確認する場であることから、各項目を一律に確認するのではなく、チェックシートや一覧を確認する中で、特に確認が必要と考えられる点を中心に質疑いただきたい。

ヒアリングの流れとしては、所管部から事業の概要説明を受けた後、各委員から質疑を行い、所管部の説明を含め1事業あたり15分から20分を目途に進めてまいりたい。

それでは、個別事業のヒアリングに入る。

市民部町会
等担当課長 [街路灯電灯料補助金についての説明]

A委員 財政的視点のチェックにおいて、補助金の使途を適切であると評価しているが、補助金交付先である241団体の支払いの適正さをどのように確認しているのか。

市民部町会
等担当課長 街路灯維持団体から委任状を受け、北海道電力から支払いに関する情報を市が取得するほか、団体から領収書等の支払いが確認できる書類を提出してもらい照合することで適正と判断している。

B委員 K P I のアウトプットとして設定している補助街路灯維持団体数が減少している一方、アウトカムでは街路灯約2万灯の維持を目標としている。団体数が減っても例えば町会の統合等により街路灯数を維持していく想定か。

市民部町会
等担当課長 大きな団体が解散すると、何百灯もの街路灯が失われる可能性があるため、まず団体の運営を支援し、困難な場合は近隣町会との合併を模索していただくなど、街路灯を維持する観点でサポートしてまいりたい。

B委員 街路灯が失われるとは、街路灯自体はあるものの、そこに電気がいなくなるということか。

市民部町会 等担当課長	団体が電気料を支払わなければ電気供給が止まり、街路灯が消えることになる。
B委員	管理団体ごとを単位として、滞納や支払済みといった管理がされているということか。
市民部町会 等担当課長	管理団体がその街路灯の所有者になり、支払いが滞ると止まることとなる。
C委員	街路灯を市ではなく、団体で管理していることが不思議であると感じる。道路の街路灯などは市が管理するものではないか。街路灯自体を民間が設置しているとはどういう意味か。
市民部町会 等担当課長	町会は任意団体であり、民間と位置付けている。そのほかに、商店街組合やホテルなどそういった民間が街路灯維持団体として街路灯を設置、管理しているケースがあるので、民間と表現した。
C委員	ホテルが設置した街路灯はホテルのものということか。電気代は団体で支払うということか。
市民部町会 等担当課長	公衆街路灯になるので、市の方で電気料の80%を補助している状況にある。
C委員	20%が自己負担となっているが、補助交付先である241の団体とは、町会を指すのか。
市民部町会 等担当課長	町会数は175町会であり、241団体との差は商店街組合や個人、市営住宅の住棟単位など、様々な団体がある。
C委員	自己負担の部分は、町会費から出ているという意味ではないのか。
市民部町会 等担当課長	町会の場合は町会費となる。ただ、街路灯維持団体として、街路灯の維持のみを行っている団体は、街路灯のランニングコストとしてお金を集めており、その分で支払いを行っている状況である。
D委員	LED化が進んでいる一方で、経費が増えている要因はなにか。
市民部町会 等担当課長	市内のLED化率は90%であるが、約13年前に一斉にLED化した街路灯が耐用年数を迎え、更新時期のピークに差し掛かっているほか、物価や人件費高騰によって工事費が上昇していることも影響している。
市民部町会 等担当課長	[街路灯設置費等補助金についての説明]
A委員	今後、街路灯を増設していく計画なのか。

市民部町会 等担当課長	各街路灯維持団体から毎年計画をいただいているが、極端に増えていく計画にはなっていない。
B委員	アウトカムを街路灯数としているが、本来の目的は道路を明るくすることなので、そういった観点で、道路がどの程度カバーされているかなどを指標に設定できないか。
市民部町会 等担当課長	カバー率を出すには、街路灯の設置間隔や照度などを確認する必要があると考えるが、ＬＥＤ自体、経年で徐々に照度が低下するため、現時点では指標として設定するのは難しいと考えている。
B委員	<p>地図上にデータとしてはあると思うので、計算は可能と思われる。そういった部分を示すことができれば市民が受けている恩恵を可視化できる。</p> <p>街路灯の設置間隔や道路の広さなどの基準はあるのか。広い道路だと片側にしか街路灯が付かず、付いてない方が暗くなっていることがある。</p>
市民部町会 等担当課長	函館市では基準を設けておらず、補助を受ける団体である、例えば、町会であれば住民要望などを踏まえて設置場所を判断している。町会内である程度ルールを設けて不公平感がないように設置していると思うが、町会が異なると、設置本数なども異なってくることがあるかもしれない。
C委員	民間による街路灯設置数の増加とあるが、民間が自己資金で設置すれば市の補助金が少なくなると考えるが、そのような見通しがあるのか。
市民部町会 等担当課長	本補助金の対象は公衆街路灯であり、民間が自らの施設等を照らす照明は対象にならない。ホテル等が公衆街路灯として設置する場合は市の補助制度を利用するため、民間が全額自己負担で設置する例はあまりない。
D委員	今後の方向性に「ＬＥＤ灯の普及率を高めることで電灯料の縮減や灯具の長寿命化につながり、市ならびに管理団体の負担軽減に大きな効果が期待される」とあるが、実際には経費が増えており、負担軽減を強調すると、補助金を減らせるのではないかという議論につながりかねないので、表現を工夫してはどうか。
市民部町会 等担当課長	<p>蛍光灯からＬＥＤ灯に変更することで電気料が減り、灯具の長寿命化が図られ負担が軽減されるという趣旨で記載したが、ご意見を踏まえ、表現を工夫したい。</p> <p>(市民部退出)</p>
保健福祉部 地域福祉課長	[在宅福祉ふれあい事業費補助金についての説明]
B委員	１７５町会のうちの１１４地区に在宅福祉委員会が設置されているとのことだが、未設置地域はどのようにカバーしているのか。

保健福祉部 地域福祉課長	未設置地域には設置に向けた働きかけを行うほか、例えば、茶話会などの居場所づくりをサロン事業として展開している。ただし、在宅福祉委員会とは異なる形なので、活動内容などに差はある状況である。
B委員	そこを広げていくのが今後の課題という認識か。
保健福祉部 地域福祉課長	委員会数自体が減少してきているところもあり、課題と認識している。
B委員	アウトカムが対象世帯数となっているが、世帯数だけでは実態が見えにくい。相談や見守りによってどのような変化があったかなど、実質的な効果が分かるような指標は設定できないか。
保健福祉部 地域福祉課長	見守りは孤立等の未然防止という性格であり、指標化は難しいと考えている。各委員会からの個別事案の報告など、定性的な報告も合わせて判断しているが、指標を探していく努力は必要と考えている。
D委員	町会数に対して114地区にとどまっており、数字だけを見ると市民に一律に行きわたっておらず、不公平感があるようにも見える。アウトカムに、各町会への働きかけ件数や新たな委員会設置数などを指標として示すことや、隣接町会との合併なども含めて広げていく必要があるのではないか。
保健福祉部 地域福祉課長	働きかけの数値が見えた方がよいというご意見と受け止めた。指標とするかは別として、そのような項目も含めた評価が必要だと考える。地域との連携をもう少し強めたいと取り組んでいるが、担い手となる委員会をやめてしまっているところも増えている。また、既存の町会エリアに固執しない形での運用についても、社会福祉協議会側で問題意識を持っており、引き続き検討したい。
A委員	人件費は何名分か。また、活動の報告書は社会福祉協議会から提出されるのか。
保健福祉部 地域福祉課長	人件費は3名であり、実績報告という形で、社会福祉協議会から提出されている。
C委員	町会が主体となっている以上、町会自体の加入者減少や担い手不足を解決しなければ、事業の継続は難しいのではないか。
保健福祉部 地域福祉課長	町会役員、在宅福祉委員、民生委員などを同じ方が複数の役割を担っている場合もあり、担い手不足は課題として認識している。地域包括支援センターなどとの連携により負担軽減や、若い世代への働きかけなどにも取り組みたい。
	(保健福祉部退出)

学校教育部 保健給食課長	[一般財団法人函館市学校給食会運営補助金についての説明]
A委員	小学校、中学校、函館市内のすべての小中学校について、学校給食会が食材を共同購入し、分配するという理解でよいか。
学校教育部 保健給食課長	函館市立の小中学校のほか、市立幼稚園1園も対象である。23か所の調理場からの発注を学校給食会が取りまとめて業者に発注し、納入業者が各調理場へ配達する仕組みとなっている。
B委員	アウトプットを給食実施回数としているが、学校給食会の活動量を表す指標を設定できないか。
学校教育部 保健給食課長	いろいろと検討したが、何をアウトプットとするか判断が難しかった。学校からの発注に応じ、日々納入業者に発注しており、入札回数を指標とする案も考えたが、最終的には「給食物資の安定供給」が大きな目的なので、給食回数をアウトプットに設定した。
B委員	アウトカムも実施率だが、共同購入によって実質的にどれくらい効果があるのかを定量的に示せれば、活動の重要性が伝わるのではないか。
学校教育部 保健給食課長	共同購入の大きなメリットは、各調理場の食数規模に関わらず、小さい調理場にも必要な量の食材数をその日の朝に納品できることや、全市的に同じ食材を公平に使用できることであるが、定量的な比較となると難しい。
B委員	定量化が難しくても、そうした共同購入のメリットを食育とつなげたり、児童生徒や保護者に伝え、こうした努力で学校給食が成り立っており、予算を使うメリットを分かるようにするとよいのではないか。ぜひご検討いただきたい。
C委員	人件費は事務職員4名の部分で、ほかの方の分は入っていないのか。
学校教育部 保健給食課長	事務局職員4名分の人件費のみとなっている。
C委員	雑収入とは何を指すのか。
学校教育部 保健給食課長	消費税の還付金である。
C委員	献立は各学校で違うのか。全学校同じか。
学校教育部 保健給食課長	現在は調理場の形態や施設により5つのグループに分けて献立を作っている。
D委員	補助金の中身を見ると、学校給食会を運営する人件費と事務費である。学

	校給食会があることの効果・メリットをアウトプットとアウトカムで明確に示さないと、何のための補助金支出なのか説明できないのではないか。この補助金は見直しせずに続いているので、今後の方向性も「見直したうえで補助を継続」として、何を変えるかを具体的に挙げることを示す必要があるのではないか。
学校教育部 保健給食課長	平成26年度に発注システムを導入し、職員体制を5人から4人にするなど、事務局体制の業務効率化・改善は行っている。現在は、人件費と事務費のみで、見直しができる幅も限界にきている。
D委員	学校給食会の職員は会計年度任用職員か。
学校教育部 保健給食課長	市の職員ではなく、学校給食会が雇用する民間の従業員である。
学校教育部 教育政策課長	[通学バス運行経費補助金についての説明]
A委員	平成23年度に運行経費の3分の1だった補助を、令和4年度に2分の1へ引き上げた理由は何か。また、今後も補助金は増えていく見込みか。
学校教育部 教育政策課長	運行経費の上昇と児童生徒数の減少を踏まえて引き上げた。今後も児童生徒数は減少し、物価上昇によりバス運行経費が増えることが見込まれるため、補助額は増えていくと考えている。
B委員	アウトプットとアウトカムがいずれも100%となっており、同じ数字が並ぶ指標は目的から見て適切とはいえない。経費の上昇や児童生徒の減少、補助によって保護者負担がどのように軽減され、通学機会がどのように確保されたかなどを数値化できないか。
学校教育部 教育政策課長	どのような指標が設定できるか、今後、検討してまいりたい。
C委員	市がスクールバスを運行する要件と、この地域がスクールバスの対象とならない理由を教えてほしい。
学校教育部 教育政策課長	本市では国の基準を当てはめ、学校統合で校区が広がった場合、小学校は4キロ以上、中学校は6キロ以上離れた校区の児童生徒を通学バスの対象としている。この地域は、学校統合によるものではなく、距離の要件にも該当していない。
D委員	対象地域に住んでいる児童生徒のうち、どれくらいの割合が実際にバスを利用しているか把握しているか。親が送迎している場合もあり、実際にバスを使っているのか、利用率を示さないと必要性を示せないを考える。利用率がアウトプット・アウトカムになるのではないか。

学校教育部 教育政策課長	利用率は手元になかったが、現在、小学生 21 名、中学生 22 名が乗車していることは把握している。まずは、利用人数等の実態を調査したい。
D 委員	日によって変動する場合もあるので、そこまで出すとかなり説得力が出ると思う。数値を利用していただきたい。
A 委員	利用割合が示されるのが第一前提だと思う。その中で、日々のものをどういう形で報告されているかは分からないが、それを掴むということが大切。
学校教育部 教育政策課長	<p>契約上の利用日数は把握しているが、片道のみ利用し、帰りは保護者の送迎となる場合や、クラブ活動により帰宅方法が変わる場合もあり、日々の利用状況まで把握できていない。町会と情報交換しながら把握できる情報を整理してまいりたい。</p> <p>(教育委員会学校教育部退出)</p>
委員長	<p>以上で予定していた 5 事業のヒアリングを終了する。</p> <p>本日ヒアリングを行った 5 事業と書面評価する 7 事業を合わせた 12 事業について、後日評価表を提出していただきたい。</p> <p>また、追加で確認したい資料等があれば事務局へ連絡いただきたい。</p> <p>提出された評価・意見を事務局で取りまとめ、第 3 回委員会で委員間の議論を行う。</p> <p>本日欠席の委員については、事業概要や本日の質疑内容を事務局から説明し、次回委員会までに評価を提出いただくよう調整をお願いしたい。</p> <p>続いて資料の 3 ページ「今後の委員会における評価等について」、第 3 回委員会では、本日説明したとおり、12 事業の評価を事務局で取りまとめ、委員間で議論したいと考えている。</p> <p>また、補助金のあり方に関するガイドラインと補助金チェックシートの整理について、現行のガイドラインは平成 25 年に策定され、10 年以上が経過していることから、第 1 回委員会で意見のあった「緊急性」の取扱いも含め、新たな補助金チェックシートとの整合など、ガイドライン全体について改めて確認したい。</p> <p>現行のガイドラインは後日、事務局から送付するので、第 3 回委員会までに目を通していただきたい。</p>
3 その他	
委員長	<p>最後に各委員、または事務局から何かあるか。</p> <p>(なし)</p>

4 閉 会

委員長 本日の委員会はこれで終了する。スムーズな進行にご協力いただき感謝申し上げます。

財務部次長 評価表のデータは、事務局からメールで各委員へ送付し、本日から2週間を目途に提出いただきたい。なお、新たに要求する資料等があれば事務局へ連絡いただきたい。

本日の会議録については、各委員に内容を確認いただいたうえでホームページ上で公表する。第3回委員会については、10月または11月の開催を予定しており、別途、日程を調整させていただく。